

I 雇用促進住宅使用上の注意

- ① 環境の整備について
住宅団地として一つの団地を形成していますから、お互いに環境がよくなるよう心がけてください。たとえば、建物内の共用階段、廊下や団地敷地内の側溝柵の清掃並びに団地内道路及び幼児遊具等の清掃、草刈り等の環境整備については、入居者全員で協力して行い、美しい団地、快適な団地になるようお願いいたします。
- ② 動物類の飼育の禁止について
臭い・鳴声などにより他の入居者へ迷惑をかけますので、犬、猫鳥等の動物類の飼育は禁じます。
- ③ 目的外使用について
町営住宅を住宅用以外の目的に使用、又は改造することはできません。（店舗・作業所・団体の事務所等）
- ④ 騒音の防止について
戸の開閉、テレビ等の音量など近隣の迷惑を十分考えてお互い気をつけましょう。
- ⑤ 火災防止について
灯油、ガス、電気器具等の取扱いには注意し、火災の防止に努めるようお願いいたします。万一、出火の際には、他の入居者に知らせるとともに、直ちに119番への通報と檜葉町建設課へ連絡してください。なお、出火の原因が入居者にある場合には、原状回復、損害賠償及び住宅の明け渡しなどの措置を受ける場合があります。
- ⑥ 玄関ドア、各種鍵の使用について
鉄筋コンクリート造住宅における各戸の玄関ドアは防火扉になっていますので、ドアを取り外したり、付け替えたりしないでください。また、玄関の鍵は紛失しないようにしてください。もし、紛失した場合には、自費にて鍵交換を実施していただきます。
- ⑦ バルコニーについて
鉄筋コンクリート造住宅に設置してあるバルコニーは、緊急時隣へ避難するための通路でもありますので、戸境仕切板の前には物を置かないでください。また、コンクリートの壁や床にはクギ打ちや穴を開けないでください。手すりに上がって遊ぶことのないよう十分注意してください。
- ⑧ ごみの処理について
ごみは定められた収集日にごみステーションに搬出して下さい。ごみカレンダーは、くらし安全対策課で配布しております。また、ごみステーションはお互いに気持ち良く利用するために、きれいに保つよう心掛けてください。
- ⑨ 電気の使用について
照明器具の球が切れたときには、同じ規格、ワット数の物と交換してください。また、エアコン等の設置に係るコンセントの増設、ブレーカーのアンペア数変更については、担当の建設課へご相談ください。
※個人での違法なコンセントの改造等は、火災の原因となる可能性がありますのでおやめください。

- ⑩ テレビのアンテナについて
雇用促進住宅には共同アンテナが設置されており、テレビの視聴が可能です（地上波のみ）。BS・CSを視聴する場合は、自己負担にて専用アンテナの設置が必要になります。
- ⑪ 給排水の使用について
台所流し、浴室等の排水は、上の階から下の階へ順次連結していますので、つまりには十分に注意してください。排水口のつまりによる階下への排水漏れ事故が増えてますので特に注意してください。
- ⑫ ガスの使用について
ガス器具の取付は専門の業者に依頼してください。ガス漏れは大事故につながりますので、取扱いには十分注意してください。
- ⑬ 網戸について
雇用促進住宅には網戸がついておりません。設置する場合は入居者負担での設置となります。

Ⅱ 家賃関係

- ① 家賃は、基本口座引き落としをお願いしております。納付書を希望する場合は、最寄りの指定金融機関等（銀行等）へ払い込んでいただくことになっております。
- ② 月の途中で入居・退去があった場合は、日割計算による家賃を納入していただくこととなります。
- ③ 敷金は家賃の3か月分を納入して頂きます。敷金は退去する際に還付しますが、未納の家賃や修繕費等があるときは敷金から差し引いて還付いたします。未納の家賃や修繕費等の合計が敷金の額をこえた分については、別途請求させていただくこととなります。
- ④ 家賃は下記の額となっています。
1階から3階・・・月額38,000円
4階から5階・・・月額33,000円

Ⅲ 明渡し関係

- ① 入居者が次の違反行為を行った場合には町から明渡しを請求されます。
 - ・不正入居が発覚したとき（入居・同居許可のない者）
 - ・家賃を3か月以上滞納したとき
 - ・住宅を故意に棄損したとき
- ② 明渡しをする際、入居者が住宅に手を加えた（掲示物・ネット回線・荷物・設置物等）全てを原状に回復、又は撤去していただくことになっております。

Ⅳ 退去関係

雇用促進住宅を退去する際は、退去予定日の14日以上前に、榎葉町建設課へ退去届を提出してください。その後、建設課担当者が退去検査を行い、指示された事項の修繕等をしていただくこととなります。

退去する際の注意事項については、資料2「雇用促進住宅退去時についての注意事項」にまとめてありますのでご確認ください。

V 設備の維持管理について

- ① 鉄筋コンクリート造の住宅は構造上機密性が高くなっており、結露しないよう定期的な換気に努めてください。
- ② 鉄筋コンクリート造の住宅においては水をこぼすと、床のコンクリートを通して、下の階の入居者に迷惑をかけることとなりますので十分に注意してください。万一こぼした場合はすぐにふきとってください。
- ③ 浴室は湿度が高く、壁・天井にカビが発生しやすいので換気を十分とってください。カビが発生した場合は、カビ取りや中性洗剤により清掃してください。
- ④ 天井・壁材は、耐火性を有する石膏ボードを使用しています。このボードは表面材がはがれることがありますので、清掃には注意し、テープ等のはらないでください。

資料1 主な生活関連施設の連絡先

○雇用促進住宅の維持・管理・修繕に関するお問い合わせ
 榊葉町建設課 建築住宅係 TEL：0240-23-6106

種別	名称	連絡先	備考
役場	・榊葉町役場（代表）	0240-25-2111	
	・榊葉町役場 暮らし安全対策課	0240-23-6109	
水道	・双葉地方水道局企業団	0240-25-5323	
電気	・東北電力コールセンター	0120-175-266	
ガス	・ナラハプロパン	0240-25-2165	
電話	・NTT東日本福島 カスタマーズセンター	024-990-1157	
病院	・ふたば医療センター附属病院	0240-23-5090	※24時間対応
	・県立ふたば復興診療所（ふたば リカーレ）	0240-23-6500	
	・ときクリニック	0240-25-1222	
	・蒲生歯科クリニック	0240-25-2061	
警察	・榊葉町駐在所	0240-25-2014	
	・双葉警察署	0240-22-2121	
学校	・あおぞらこども園（保育園・幼稚園）	0240-26-0808	
	・榊葉町立小・中学校	0240-25-2010	
	・榊葉町教育総務課	0240-25-5270	
商業施設	・ここなら笑店街（しょうてんがい）	0240-23-6771	指定管理者：ならはみらい
	・ならはCANvas（キャンパス）	0240-23-6771	指定管理者：ならはみらい
コンビニ	・ローソン（役場前交差点付近）	0240-25-3999	
	・セブン-イレブン榊葉下小埜店	0240-25-1505	
	・ファミリーマート榊葉町上繁岡店	0240-26-0228	
金融機関	・東邦銀行榊葉支店	0240-25-3125	
	・JA福島さくら	0240-25-3131	
	・榊葉郵便局（ゆうちょ銀行）	0240-25-2222	
駅	・竜田駅（JR東日本・常磐線）		
	・木戸駅（JR東日本・常磐線）		

資料2 雇用促進住宅退去時についての注意事項

雇用促進住宅を退去する際には、次の事項を守っていただきます。

- ① 退去届の提出と退去検査について
雇用促進住宅を退去する際は、退去予定日から14日以上予告期間をもって退去届を檜葉町建設課に届けてください。
予告期間が14日未満の場合は、退去予定日に退去完了できない場合があります。特に、遠方へ引越しされる方は、早めの提出をお願いします。
- ② 退去時の修繕について
退去検査時に指摘された箇所については、入居者の負担により修繕を行って頂くことになります。
※入居時にお預かりした敷金を使って修繕を実施いたしますが、敷金で足りない分については、別途請求させていただきます。
- ③ 個人所有物・設置物等について
下記個人所有物・設置物等は、必ず撤去してください。
○個人で設置した設備・器具
エアコン・給湯器・ガスレンジ・電話線・インターネット回線
網戸・テレビアンテナ（個人で設置した物）等

○個人所有の自転車・バイク・タイヤ等（放置のないようにお願いします）

○物置・倉庫等内部に保管している全ての物
- ④ 清掃について
次に入居する方のためにも、住宅室内・外の清掃をきちんと行ってください。特に次の事項に注意してください。
※汚れがひどい場合は、再度清掃をしていただく場合があります

○台所の換気扇（レンジフード）コンロまわりの油汚れ
○シール・フック・画びょう等の取り外し
○流し台・洗面台・浴室等の排水口清掃（排水口内部のキャップ等も含む）
※髪の毛・ほこり等の除去
- ⑤ 各種手続き
次の手続き等を行ってください。
○電気・ガス・水道・電話・インターネット等の解約手続き
○設備等の変更を行った場合は、原状に回復
○住民票の異動手続き
○車庫証明移動手続き
※雇用促進住宅地内で車購入時に、車庫証明を取得された方。
- ⑥ その他
退去検査時に指示された事項は必ず守ってください。
なお、水道蛇口等の水漏れ・照明・設備等の劣化による不具合などがある場合には次の入居者のために補修を行いますので、退去検査時に申告してください。

資料3 退去手続きのフロー

